

ID: 1080

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	医療受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第33条第1項		
法令番号	平成18年政令第10号		
【基準】 政令第33条第1項の規定による。 (医療受給者証の再交付) 第33条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日